

青森県報

第二千九百二十一号

平成二十年
四月十六日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	(同)	三
右 同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出	(同)	四
右 同	(同)	四
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	五
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	五
児童福祉法による知的障害児施設の指定の辞退	(同)	五
児童福祉法による知的障害児施設の指定	(同)	五
青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程	(林政課)	六
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(漁港漁場整備課)	六
選挙管理委員会		
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改		

正.....(事務局).....七

正 誤

平成十六年三月十七日定例告示中.....(水産振興課).....七

告 示

青森県告示第三百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	居宅介護事業所		年 月 日 止
	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類		所在地	種類	
社会福祉法人わかば協会	弘前市大字城南五丁目一三の一	訪問入浴	弘前市大字城南五丁目一三の一	訪問入浴介護	平成二〇・三・一	
社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二	"	つがる市稲垣町豊川宮川一三六の一	訪問入浴介護	二〇・三・元	
パンドフェーエルグループ株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	"	むつ市新町三二の一五	訪問入浴介護	二〇・三・三	
医療法人たぐま会	八戸市大字湊町二丁目一の一	訪問看護	八戸市大字湊町二丁目一の一	船越内科外科医院	二〇・三・一	

青森県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

"
"
通所リハビリテーション
"
"
"

介護予防事業者	名称	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	つがる市木造若緑五二	介護予防訪問入浴介護	介護予防事業所	名称	つがる市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター	所在地	つがる市稲垣町豊川宮川一三六	廃止年月日
	名称	エルドール株式会社	主たる事務所の所在地	弘前市大字西城北二丁目六之三	"		名称	エルドール株式会社	所在地	むつ市新町三一の二五	
介護予防	名称	医療法人たぐま会	主たる事務所の所在地	八戸市大字湊町二丁目一の一	介護予防訪問看護	名称	船越内科医院	所在地	八戸市大字湊町二丁目一の一	平成二〇・三・三一	

青森県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	アースサポート株式会社	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目八の七	介護予防訪問入浴介護	介護予防事業所	名称	アースサポート株式会社	所在地	八戸市大字売市一小待一二五の	指定年月日
	名称	アースサポート株式会社	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区本町一丁目八の七	介護予防訪問入浴介護		名称	アースサポート株式会社	所在地	八戸市大字売市一小待一二五の	

青森県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	エルドール株式会社	主たる事務所の所在地	弘前市大字西城北二丁目六之三	訪問入浴介護	居宅介護事業所	名称	エルドール株式会社	所在地	むつ市新町三一の二五	指定年月日
	名称	エルドール株式会社	主たる事務所の所在地	弘前市大字西城北二丁目六之三	訪問入浴介護		名称	エルドール株式会社	所在地	むつ市新町三一の二五	
居宅介護事業者	名称	株式会社ひまわり福祉生活協同組合	主たる事務所の所在地	八戸市内丸三丁目五の三九	訪問介護	居宅介護事業所	名称	ヘルパーステーション	所在地	八戸市江陽二丁目一三の三三	平成二〇・三・三一
	名称	株式会社ひまわり福祉生活協同組合	主たる事務所の所在地	八戸市内丸三丁目五の三九	訪問介護		名称	ヘルパーステーション	所在地	八戸市江陽二丁目一三の三三	
居宅介護事業者	名称	株式会社なごみ	主たる事務所の所在地	上北郡東北町字上笹橋二二の五	訪問介護	居宅介護事業所	名称	まごころ介護	所在地	弘前市大字樹木一丁目六の五	平成二〇・三・三一
	名称	株式会社なごみ	主たる事務所の所在地	上北郡東北町字上笹橋二二の五	訪問介護		名称	まごころ介護	所在地	弘前市大字樹木一丁目六の五	
居宅介護事業者	名称	株式会社竹洞介護あし	主たる事務所の所在地	下北郡東通村大字白糠字赤平六	訪問介護	居宅介護事業所	名称	ヘルパーステーション	所在地	下北郡東通村大字白糠字赤平六	平成二〇・三・三一
	名称	株式会社竹洞介護あし	主たる事務所の所在地	下北郡東通村大字白糠字赤平六	訪問介護		名称	ヘルパーステーション	所在地	下北郡東通村大字白糠字赤平六	

株式会社 グエル ドフィー ブエー ウ株 式社	弘前市 大字 西城 北二 丁目 六の 三	"	グエル ドフィー ブエー ウ株 式社 事務 所	むつ 市新 町三 一五	三〇 ・三 ・一
ひまわり 福祉協 同組 合	八戸市 内丸 三三 九三 目五 の三 九三 目一 の二 〇一	訪問 介護 予防 訪問 介護	訪問 介護 セ ワ り	八戸 市江 陽二 丁目 三三 三三	三〇 ・三 ・一
医療法人 脳ドク クセン ト も	八戸市 柏崎 四丁 目一 四の 四八	介護 予防 通所 リハ ビリ テー ション	あい 愛お つと い	八戸 市柏 崎四 丁目 一四 の四 八	"
株式会 社な ごみ	上北郡 東北 町字 一上 笹橋 二三 の五	介護 予防 訪問 介護	ヘル パー シヨ ン	上北 郡東 北町 字一 上笹 橋二 三の 五	"
株式会 社草 菴	弘前市 大字 城東 二丁 目二 の六	"	草菴 ヘル パー シヨ ン	弘前 市大 字城 東二 丁目 二の 六	一九 ・三 ・一
合同会 社ま ごころ 介護	弘前市 大字 樹木 一丁 目六 の五	"	まご ころ 介 護	弘前 市大 字樹 木一 丁目 六の 五	三〇 ・三 ・一
有限会 社マ エタ 商事	五所川 原市 大字 福浦 四〇 五	介護 予防 認知 症対 応生 活共 同介 護	うめ たグ ル	五所 川原 市大 字福 浦四 七五 の一 三	三〇 ・三 ・一
有限会 社竹 洞介 護あ しす と	下北郡 東通 村大 字白 糠字 赤平 六九 三	介護 予防 訪問 介護	ヘル パー シヨ ンあ しす と	下北 郡東 通村 大字 白糠 字赤 平六 九三	三〇 ・三 ・一

青森県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	指定年月日
合同会社まごころ介護	弘前市大字樹木一丁目六の五	まごころ介護	弘前市大字樹木一丁目六の五	平成三〇・三・一

青森県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	株式会社イサツクス	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	居宅介護事業者
"	福祉用具貸与	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	居宅介護種類
サレンピタルとわだ	サレンピタル	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	居宅介護事業者
清水和相七八の	河原山一〇八	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	居宅介護事業者
"	平成三〇・三・一	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	宮城県仙台市宮城野区四丁目一九番	変更年月日

青森県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"		株式会社 サンクス イックス		名 称	介護予防事業者
三瀨市宮城 三青葉区仙 の四の台	四宮城野 の二丁目区	三瀨市宮城 三青葉区仙 の四の台	四宮城野 の二丁目区	主たる事務 所の所在地	
"		介護予防 福祉用具 貸与		類 別	介護予防 事業の種
とシルバ ワタル ピレス		とシルバ ワタル ピレス		名 称	介護予防事業所
八清水相和 六水相坂田 九七八字高		の太河八 四原木字大 八山一八		所 在 地	
"		平成 二〇一三		変 更 年月日	

青森県告示第百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"		株式会社 サンクス クスメディ		名 称	特定福祉用具販売事業者
三瀨市宮城 三青葉区仙 の四の台	九宮城野 二丁目四の 一丁目区	三瀨市宮城 三青葉区仙 の四の台	九宮城野 二丁目四の 一丁目区	主たる事務 所の所在地	
とシルバ ワタル ピレス		とシルバ ワタル ピレス		名 称	特定福祉用具販売事業所
七相和十 八坂田市 の八高字 九八六水		九山原八 一〇の四 八太郎河		所 在 地	
"		平成 二〇一三		変 更 年月日	

青森県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
社会福祉 法人杏林会		名 称	居宅介護支援事業者
四一八 丁市小中 野の一野	八戸市小中 野の一野	主たる事務 所の所在地	
えんぶり物 語 在宅介護支 援 センター		名 称	居宅介護支援事業所
居宅介護支 援 センター		所 在 地	
六原八 の二市 〇見大 九立立 山河		所 在 地	
平成 二〇一三		変 更 年月日	

青森県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
宮城県仙台市青葉区広瀬町三の四三	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目四の九	宮城県仙台市青葉区広瀬町三の四三	宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目四の九	特定介護予防福祉用具販売業者
タルバービスとわだ	タルバービス	タルバービス	タルバービス	特定介護予防福祉用具販売業者
七坂の八六九	相田市大字高清水	八戸市大字河原木八太郎一〇の四八	山一〇の四八	所在地
"	"	平成二〇・一三	"	年月日

青森県告示第百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
八戸南薬局 たむら薬局浜通り店 いろは薬局	八戸市大字新井田字横町四七 八戸市白銀三丁目六の一四 八戸市新井田西二丁目七の一四	平成二〇・四・一 " "

青森県告示第百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
小倉雄太	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	外科（直腸機能障害）	平成二〇・四・一
成田淳一	"	"	"	"
櫻庭弘康	公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内九八の一	消化器外科（ぼうこう、直腸、小腸機能障害）	"

青森県告示第百四十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の十四の規定により、次の知的障害児施設がその指定を辞退したので、同法第二十四条の十八第二号の規定により公示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 辞 退 年 月 日
八戸市立うみね こ学園	八戸市大字松館字水野平二〇の五	平成二〇・三・三

青森県告示第三百五十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項の規定により、次のとおり知的障害児施設を指定したので、同法第二十四条の十八第一号の規定により公示する。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
うみねこ学園	八戸市大字松館字水野平二〇の五	平成二〇・四・一

青森県告示第三百五十一号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「#3.4パーセント」を「#3.7パーセント」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第三百五十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年十月一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十一条第一項の規定により、平成二十年四月八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで横浜町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成二十年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町長 野坂 充

二 埋立区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三一の一、三一の五三及び一五九の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第

十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で

結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二三六八六・二二〇

の地点 Y座標 プラス 三五〇六八・二二四

の地点 X座標 プラス二二三六八六・三七八

の地点 Y座標 プラス 三五〇六七・〇六〇

平成二十年四月十七日 第二三〇二号	発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
告示 第一七五号				三	上	表中	大字長後字牛滝の区域	大字長後字牛滝、字牛滝川目、字牛滝屋敷裏及び字細間の区域
							大字長後字福浦の区域	大字長後字福浦、字福浦川目及び字沼の平の区域

水産振興課

正
誤

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号
 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

- 3 面積
- 一、一・一五・一五平方メートル
- の地点 X座標 プラス二二三七四五・二五七
 Y座標 プラス 三五〇七五・〇五八
 の地点 X座標 プラス二二三七四〇・五三五
 Y座標 プラス 三五一〇九・八一九
 の地点 X座標 プラス二二三七一〇・四七七
 Y座標 プラス 三五〇八八・二〇〇

平成二十年四月十六日

青森県選挙管理委員会委員長

川村能人

表中

弘前市千年交流センター	大字原ヶ平五丁目一の二三
弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター	大字独狐字山辺七二の一

に改める。

を

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭